



長野労働局発表（2-69）

令和 3年 1月 6日

担 当	長野労働局労働基準部
	健康安全課長 松下 耕治
	健康安全課長補佐 岸田 信一
	TEL 026-223-0554 FAX 026-223-0591

## 除雪作業における墜落・転落災害に注意してください ～ 除雪作業の安全対策の徹底を呼び掛けています ～

長野労働局（局長 なかはら まさひろ 中原 正裕）は、昨年末から大雪となっている状況を踏まえて、除雪作業における墜落・転落災害防止について、徹底していただくよう、広く呼び掛けています。

当該労働災害の発生状況や労働災害防止対策の概要は次のとおりです。

### 1 除雪作業における墜落・転落災害の発生状況

- ① 過去2年間の除雪作業中の労働災害による休業4日以上<sup>（休業）</sup>の死傷者数は、平成31年の1月から3月の間に4人、平成30年の1月から3月の間に11人となっています。
- ② 上記①の死傷者数を災害の型別で見ると、平成31年は全て（4人）転倒災害でしたが、特に降雪の多かった平成30年は、11人のうち4人が屋根の雪下ろし作業中の墜落災害で、いずれも休業40日以上<sup>（休業）</sup>の重篤な災害となっています。
- ③ 除雪作業中の労働災害による死亡者数は、近年では平成27年と平成29年に各1人となっており、いずれも屋根の雪下ろし作業中の墜落災害となっています。

### 2 除雪作業における墜落・転落災害の防止対策【資料1】

- ① 屋根の雪下ろしについては、原則夜間作業を禁止し、2人以上での作業とすること。また、保護帽の着用、親綱の設置と墜落制止用器具の着用などを必ず行うこと。
- ② 屋根の踏み抜きが懸念される場合、適切な墜落防止措置を講じること。
- ③ 昇降はしごは転位防止措置を講じること。
- ④ 軒下での除雪では、軒先からの落雪に注意し、上下同時作業は行わないこと。
- ⑤ 作業範囲内にある河川、側溝、路肩等の転落のおそれがある場所をあらかじめ確認し、対策を講じること。
- ⑥ 除雪機等の回転部分の確認・点検は、エンジンを停止し、回転が完全に止まってから行うこと。
- ⑦ 除雪車等の運転時は、周囲の確認、作業範囲への立入禁止を徹底すること。

### 3 長野労働局における対応【資料2】

本日付で、除雪作業における墜落・転落災害防止について、経済団体等の関係団体に対して要請を行いました。引き続き、講習会等の場を通じて、対策の徹底について呼び掛けてまいります。

#### 【添付資料】

資料1 除雪作業における墜落・転落災害防止対策等

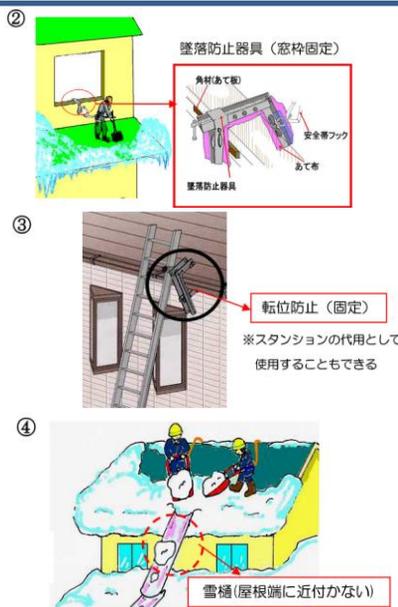
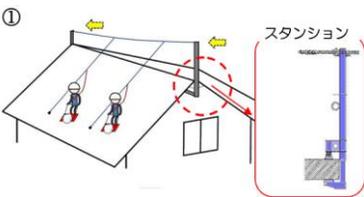
資料2 除雪作業における墜落・転落災害防止対策等の徹底について（要請）

- (1) 屋根の雪下ろしは、原則として**夜間作業を禁止**し、**2人以上で行わせる**こと。作業者に**保護帽（墜落事故防止用のもの）**を着用させるとともに、高さ2 m以上の墜落危険箇所での作業では、**墜落制止用器具**を取り付けるための設備（アンカー、親綱等）を設け、墜落制止用器具を確実に着用させる等の措置を講じること。
- (2) 屋根の材質が、スレート、アクリル板等で**踏み抜きの危険がある場合**は、**歩み板**を設ける、**防網**を張る等により墜落防止措置を講じること。この場合、あらかじめ作業場の積雪の状態、建物の構造（屋根の材質、勾配の滑り止めの有無等）の状況を確認し、滑りにくい靴底の長靴を着用する等、適切な作業手順を決めておくこと。なお、**指揮者を選任し、これらの事前調査や現場の管理**を行わせることが望ましい。
- (3) 昇降はしごは、十分な長さのものを使用し、必ず**転位防止措置**を講じること。
- (4) **事前に軒下から雪庇の状態を確認**するとともに、雪庇を落下させる等、適切な措置を実施した上で作業するよう徹底すること。また、事前落下式屋根の軒下での作業等、軒先から落雪のおそれがある場合は、軒下に囲いや表示で立入禁止措置を講じるとともに、**屋根上と軒下での上下同時作業は原則として禁止**すること。
- (5) 近くの河川、側溝、路肩、雪に埋もれた構造物等の位置をあらかじめ確認し、標識を立てる等の転落防止措置を講じること。特に、除雪に車両系建設機械（除雪車）などを用いる場合には、事前に周囲の地形や建築物、雪に埋もれた構造物等の情報を入手し、その結果を踏まえた作業計画を作成し、関係者に周知すること。また、車両系建設機械は、有資格の、技能に習熟した者に運転させること。
- (6) 除雪機等の回転部分の点検や、障害物や圧雪等が詰まった場合の確認は、**エンジンを停止し、回転が完全に止まったことを確認**してから行うこと。
- (7) 除雪車等への巻き込まれ災害を防止するため、運転時の周囲の確認、作業範囲への立入禁止措置を徹底すること。特に、建設業の元方事業者等は、関係請負人等（交通整理の警備員等の配置を行う者等）とあらかじめ十分な連絡調整を行うこと。

## <服装・装備の例>



## <墜落防止措置の例>



< 関係団体の長 > 殿

厚生労働省長野労働局長

除雪作業における墜落・転落災害防止対策等の徹底について（要請）

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県内では、北信地域を中心に、昨年末から大雪に見舞われているところですが、過去2年間の除雪作業中の労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成31年の1月から3月の間に4人、平成30年の1月から3月の間に11人となっております。特に、降雪が多かった平成30年は、11人のうち4人が屋根の雪下ろし作業中の墜落災害で、いずれも休業40日以上重篤な労働災害となっております。また、雪下ろし作業中の墜落災害では、近年では平成27年と平成29年にそれぞれ1人の方が労働災害で亡くなっています。

つきましては、貴団体におかれましても趣旨を御理解の上、雪かき・雪下ろし等の除雪作業における貴団体傘下事業場や、その下請け事業場・発注先事業場の労働者の労働災害防止のため、別紙の対策の徹底について、傘下会員その他関係事業場等に周知いただき、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(※ 別紙は、HPに掲載している資料1と同じものです。)